

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年11月21日答申分

答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1800111 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1800016 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 42 年 4 月から昭和 48 年 3 月までの期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 5 月から昭和 48 年 3 月まで

昭和 40 年 5 月頃、私の嫁ぎ先(A 市)に来ていた保険料の集金人に勧められ、元夫が、集金人を通じて私の国民年金の加入手続をしたと思うが、国の記録では、国民年金の加入記録が確認できない。

また、請求期間の保険料について、私が A 市に居住していた頃は、元義母に現金を渡し、元義母が私の分も含めた家族全員分の保険料を集金人に納付していたと思う。

その後、A 市から B 市、C 市、B 市、D 市、B 市と転居した。C 市へ転居し、1 年以上経過した後に A 市から納付書が届いたため、私が、C 市役所でまとまった額の保険料を納付したと思うので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

E 年金事務所から提出された国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の戸籍で確認できる姓と漢字一文字分異なった姓の被保険者に対し、昭和 42 年 4 月 17 日に A 市において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。また、オンライン記録によると、当該手帳記号番号は、基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号(当該手帳記号番号を「未統合番号」という。以下同じ。)であ

り、昭和 42 年 4 月から昭和 48 年 3 月までの期間の保険料が納付済みであることが確認できる。

未統合番号に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、被保険者の姓は、未統合番号に係る上記払出簿における被保険者の漢字の姓と異なる読み仮名で記録されている上、請求者の戸籍で確認できる姓とも異なる姓で管理されているが、被保険者の名の読み仮名、生年月日及び性別は請求者と一致しており、当該被保険者台帳に記載されている住所は、請求者が居住していたとする C 市及び同市から転居したとする B 市であることが確認できる。

また、未統合番号は、前述のとおり A 市において払い出されており、未統合番号に係る上記払出簿の異動事項欄には「44.9.30 F 社保移管」の記載が確認できるところ、当該記載にある昭和 44 年 9 月は請求者の戸籍で確認できる元夫との離婚年月と一致している上、日本年金機構は、昭和 44 年当時、B 市は F 社会保険事務所の管轄であった旨回答していることから、A 市から B 市に転居したとする請求者の陳述と矛盾しない。

さらに、未統合番号に係る A 市の国民年金被保険者名簿は確認できないものの、未統合番号に係る C 市の国民年金被保険者名簿で確認できる被保険者の姓は「G」であり、請求者の戸籍で確認できる姓と一致し、当該被保険者名簿における生年月日及び性別も請求者と一致している上、当該被保険者名簿の摘要欄には「旧姓 H」と記載されているところ、当該旧姓も、請求者の戸籍で確認できる姓と一致している。また、当該被保険者名簿における住所は、請求者が居住していたとする C 市の地区名と一致している上、当該被保険者名簿の摘要欄に記載されている転居先は、請求者が同市から転居したとする B 市であることが確認できる。

加えて、未統合番号に係る C 市の国民年金被保険者名簿における国民年金印紙検認票によると、昭和 45 年 4 月から昭和 46 年 3 月までの期間の保険料について、昭和 46 年 4 月 14 日付けで同市の検認印が押されていることが確認でき、C 市役所でまとまった額の保険料を納付したとする請求者の陳述と一致している。

また、オンラインシステムにおいて、未統合番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳で確認できる氏名で検索を行ったものの、未統合番号が他の被保険者に払い出された国民年金手帳記号番号である状況はうかがえないことから、未統合番号に係る記録は、請求者の記録であると考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、昭和 42 年 4 月から昭和 48 年 3 月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和 40 年 5 月から昭和 42 年 3 月までの期間の保険料について、未統合番号に係るオンライン記録、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿において、当該期間の保険料が納付された記録は確認できない。

また、請求者がA市に居住していた際に請求者の保険料を納付したとする元義母及び請求者が嫁ぎ先の親族として名前を挙げた元義父は既に亡くなっている上、元夫は、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については分からない旨陳述し、請求者の保険料の納付に係る資料を所持していない旨回答していることから、請求者の昭和40年5月から昭和42年3月までの期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、請求者が居住したとするA市、B市、C市及びD市は、いずれも請求者の国民年金の加入記録は確認できない旨回答している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムにより氏名検索を行ったものの、請求者に対して未統合番号以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

このほか、請求者が昭和40年5月から昭和42年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が昭和40年5月から昭和42年3月までの期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。